

千葉労働局発表
令和5年12月22日

【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 山本政好

職業対策課長補佐 伊熊雅美

地方障害者雇用担当官 佐伯公帥

(代表電話) 043-221-4391

(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

～ 民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 ～

千葉労働局（局長 岩野 剛）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

ポイント

【民間企業】（法定雇用率2.3%）

○雇用障害者数は14,295.5人、

対前年比9.5%上昇、対前年差1,245.5人増加（20年連続で過去最高）

雇用障害者数のうち、精神障害者の雇用数は3,512.0人、対前年比31.6%上昇

○実雇用率は2.38%、対前年比0.16ポイント上昇（12年連続で過去最高）

○法定雇用率達成企業の割合は52.6%、対前年比2.4ポイント上昇

【公的機関】（同2.6%、県及び一部市町村教育委員会は2.5%）※（ ）は前年の値

○県機関では、雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

雇用障害者数1,156.5人（1,094.0人）、実雇用率2.71%（2.58%）

○市町村機関では、雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

雇用障害者数1,507.5人（1,465.0人）、実雇用率2.62%（2.58%）

【独立行政法人等】（同2.6%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

雇用障害者数64.0人（61.0人）、実雇用率2.55%（2.43%）

（注）障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」（5ページ）の※を参照してください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は14,295.5人で、前年より1,245.5人増加（前年比9.5%増）し、20年連続で過去最高となった。
- ・障害種別の雇用状況は、身体障害者は6,785.5人（対前年比3.6%増）、知的障害者は3,998.0人（対前年比4.3%増）、精神障害者は3,512.0人（対前年比31.6%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きい。
- ・実雇用率は、12年連続で上昇し、過去最高の2.38%（前年は2.22%）、法定雇用率達成企業の割合は52.6%（同50.2%）であった。

【第1表、第1図、第4図】

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で2,508.0人（前年は2,055.5人）、100～300人未満で3,322.0人（同2,999.5人）、300～500人未満で1,087.0人（同1,069.5人）、500～1,000人未満で1,536.5人（同1,503.5人）、1,000人以上で5,842.0人（同5,422.0人）と、すべての企業規模で前年より増加した。
- ・実雇用率は、43.5～100人未満規模企業では2.53%（前年は2.11%）、100～300人未満で2.21%（同2.04%）、300～500人未満で2.07%（同1.94%）、500～1,000人未満で2.38%（同2.32%）、1,000人以上が2.48%（同2.42%）となった。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満が49.9%（前年は48.7%）、100～300人未満が56.4%（同52.8%）、300～500人未満が48.1%（同44.8%）、500～1,000人未満が50.9%（同53.3%）、1,000人以上が68.8%（同55.0%）となり、500～1,000人未満以外の企業規模で前年より増加した。

【第2表(1)、第3表(1)、第2図、第4図】

○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業」が59.5人、「建設業」が208.0人、「製造業」が1,663.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が45.0人、「情報通信業」が151.0人、「運輸業」が1,255.5人、「卸売業、小売業」が2,654.0人、「金融業、保険業」が373.5人、「不動産業、

物品賃貸業」が169.0人、「学術研究，専門・技術サービス業」が1,571.5人、「宿泊業，飲食サービス業」が236.5人、「生活関連サービス業，娯楽業」が346.5人、「教育・学習支援業」が167.5人、「医療・福祉」が3,567.0人、「複合サービス事業」が127.5人、「サービス業」が1,700.0人であった。

- ・産業別の実雇用率では、「医療・福祉」(3.21%)、「農業，林業，漁業，鉱業，採石業，砂利採取業」(2.44%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.42%)、「運輸業」(2.36%)、「学術研究，専門・技術サービス業」(2.34%)、が法定雇用率を上回っている。法定雇用率を上回った産業は、昨年度から2業種増加した。

【第2表(2)、第3表(2)、第3図】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・令和5年の法定雇用率未達成企業は1,369社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、970社(70.9%)を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が829社、未達成企業に占める割合は、60.6%となっている。

2 公的機関における在職状況

○ 県の機関(法定雇用率2.6%が適用される機関)

県の機関(38.5人以上の機関)に在職している障害者の数は396.0人で、前年より0.50%、2.0人減少し、実雇用率も2.98%と前年に比べ0.03ポイント減少したが、全ての機関で法定雇用率を達成した。

【第5表1、第7表(1)・(2)】

○ 県教育委員会(法定雇用率2.5%が適用される機関)

県教育機関に在職している障害者の数は760.5人で、前年より9.2%、64.0人増加しており、実雇用率は2.59%と、前年に比べ0.21ポイント上昇し、法定雇用率を達成した。

【第5表2、第7表(3)】

○ 市町村等の機関(法定雇用率2.6%が適用される機関)

市町村等の機関(38.5人以上の機関)に在職している障害者の数は1,369.5人で、前年より3.0%、40.5人増加しており、実雇用率は2.65%となっている。なお、86機関中66機関が法定雇用率を達成。

【第6表、第7表(5)】

○ 市町村教育委員会（法定雇用率 2.5%が適用される機関）

市教育機関に在職している障害者の数は 138.0 人で、前年より 1.5%、2.0 人増加しており、実雇用率は 2.39%と、前年に比べ 0.04 ポイント上昇し、3 機関中 1 機関が法定雇用率を達成。

【第 6 表、第 7 表(6)】

3 独立行政法人等における雇用状況

地方の独立行政法人等（法定雇用率 2.6%、38.5 人以上の機関）に雇用されている障害者の数は 64.0 人で、前年より 4.9%、3.0 人増加しており、実雇用率は 2.55%と前年に比べ 0.12 ポイント上昇し、5 機関中 4 機関が法定雇用率を達成。

【第 1 表、第 7 表(4)】

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

< 目次 >

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.3 %）

第1表	概況・障害種別雇用状況	7
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況	8
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況	9
第4表	身体障害者の部位別雇用状況	10
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移	11
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	12
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	13
第4図	民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移	14

2 公的機関等における在職状況（法定雇用率 2.6%または 2.5%）

第5表	千葉県 <small>の</small> 機関1（法定雇用率 2.6%が適用される機関）の障害者 在職状況	15
	千葉県 <small>の</small> 機関2（法定雇用率 2.5%が適用される機関）の障害者 在職状況	16
第6表	千葉県内市町村等の機関における障害者の在職状況	17
第7表	地方公共団体等の各機関の状況	18～20

第1表 民間企業等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E.計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F.うち新規雇用分(注6)			
一般の民間企業 [2.3%]	企業 2,887 (2,834)	人 601,870.5 (588,011.5)	人 2,351 (2,271)	人 658 (661)	人 8,077 (6,657)	人 1,717 (2,380)	人 14,295.5 (13,050.0)	人 1,690.0 (1,340.0)	% 2.38 (2.22)	企業 1,518 (1,423)	% 52.6 (50.2)
特殊法人等 [2.6%]	5 (5)	2,509.5 (2,511.5)	13 (13)	2 (1)	35 (32)	2 (4)	64.0 (61.0)	6.0 (3.0)	2.55 (2.43)	4 (4)	80.0 (80.0)

〔(1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.d.のうち(注5)に該当する労働者	f.計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	g.うち新規雇用分(注6)
一般の民間企業 [2.3%]	14,295.5 (13,050.0)	1,808 (1,736)	452 (441)	2,416 (2,336)	603 (602)	6,785.5 (6,550.0)	599.5 (437.5)	543 (535)	206 (220)	2,149 (2,014)	1,114 (1,055)	3,998.0 (3,831.5)	330.5 (307.5)	1,901 (1,634)	1,611 (1,396)	1,611 (673)	3,512.0 (2,668.5)	760.0 (595.0)
特殊法人等 [2.6%]	2509.5 (61.0)	12 (12)	1 (0)	14 (13)	2 (2)	40.0 (38.0)	4.0 (0.0)	1 (1)	1 (1)	8 (8)	0 (0)	11.0 (11.0)	0.0 (0.0)	11 (11)	2 (2)	2 (0)	13.0 (12.0)	2.0 (3.0)

- 〔(2)の注〕
- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④e欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

【参考】就労継続支援A型事業所における障害者雇用状況

	算定基礎労働者数	重度身体障害者	重度身体障害者短時間	重度以外身体障害者	重度以外身体障害者短時間	身体障害者計	重度知的障害者	重度知的障害者短時間	重度以外知的障害者	重度以外知的障害者短時間	知的障害者計	精神障害者	精神障害者短時間	精神障害者短時間特例該当	精神障害者計	障害者計
A型事業所	1,112.0	1.0	97.0	16.0	111.0	170.5	1.0	39.0	27.0	319.0	227.5	60.0	735.0	735.0	795.0	1,193.0

※ 就労継続支援A型事業所に該当するものとして報告された44事業所について、集計を行ったもの。(算定基礎労働者数、身体障害者計、知的障害者計、精神障害者計、障害者計の算出に当たっては、上記1(1)①、②と同様のカウントにて算出)

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
規模計	企業 2,887 (2,834)	人 601,870.5 (588,011.5)	人 2,351 (2,271)	人 658 (661)	人 8,077 (6,657)	人 1,717 (2,380)	人 14,295.5 (13,050.0)	人 1,690.0 (1,340.0)	% 2.38 (2.22)	企業 1,518 (1,423)	% 52.6 (50.2)
43.5～ 100人未満	企業 1,542 (1,506)	人 98,961.5 (97,644.5)	人 310 (314)	人 161 (140)	人 1,496 (991)	人 462 (593)	人 2,508.0 (2,055.5)	人 404.5 (334.5)	% 2.53 (2.11)	企業 770 (733)	% 49.9 (48.7)
100～ 300人未満	1,021 (998)	150,461.0 (146,719.0)	549 (524)	191 (176)	1,862 (1,531)	342 (489)	3,322.0 (2,999.5)	507.0 (335.0)	2.21 (2.04)	576 (527)	56.4 (52.8)
300～ 500人未満	154 (163)	52,513.0 (55,048.5)	234 (236)	36 (48)	546 (502)	74 (95)	1,087.0 (1,069.5)	118.5 (101.0)	2.07 (1.94)	74 (73)	48.1 (44.8)
500～ 1,000人未満	106 (107)	64,631.0 (64,674.5)	277 (289)	66 (52)	865 (802)	103 (143)	1,536.5 (1,503.5)	164.0 (132.0)	2.38 (2.32)	54 (57)	50.9 (53.3)
1,000人以上	64 (60)	235,304.0 (223,925.0)	981 (908)	204 (245)	3,308 (2,831)	736 (1,060)	5,842.0 (5,422.0)	496.0 (437.5)	2.48 (2.42)	44 (33)	68.8 (55.0)

(注) 第1表 (1)1～7と同じ

(2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
産業計	企業 2,887 (2,834)	人 601,870.5 (588,011.5)	人 2,351 (2,271)	人 658 (661)	人 8,077 (6,657)	人 1,717 (2,380)	人 14,295.5 (13,050.0)	人 1,690.0 (1,340.0)	% 2.38 (2.22)	企業 1,518 (1,423)	% 52.6 (50.2)
農・林・漁業 鉱業・採石業 砂利採取業	企業 22 (22)	人 2,437.5 (2,473.0)	人 13 (14)	人 1 (4)	人 30 (31)	人 5 (9)	人 59.5 (67.5)	人 8.0 (5.0)	% 2.44 (2.73)	企業 13 (12)	% 59.1 (54.5)
建設業	145 (137)	13,883.5 (13,242.5)	48 (54)	2 (0)	108 (104)	4 (8)	208.0 (216.0)	17.0 (24.5)	1.50 (1.63)	63 (65)	43.4 (47.4)
製造業	503 (503)	78,073.0 (76,157.5)	319 (308)	27 (30)	963 (883)	71 (75)	1,663.5 (1,566.5)	124.5 (129.0)	2.13 (2.06)	295 (275)	58.6 (54.7)
電気・ガス 熱供給・水道業	8 (9)	1,861.0 (1,778.0)	9 (8)	0 (0)	27 (24)	0 (0)	45.0 (40.0)	4.0 (9.0)	2.42 (2.25)	4 (5)	50.0 (55.6)
情報通信業	64 (62)	9,638.0 (10,139.5)	37 (36)	0 (0)	76 (86)	2 (3)	151.0 (159.5)	22.0 (19.0)	1.57 (1.57)	25 (26)	39.1 (41.9)
運輸業	315 (312)	53,128.0 (52,654.0)	261 (235)	38 (31)	669 (624)	53 (84)	1,255.5 (1,167.0)	109.0 (82.5)	2.36 (2.22)	174 (167)	55.2 (53.5)
卸売業 小売業	369 (367)	117,142.0 (107,751.5)	385 (342)	110 (95)	1,624 (1,316)	300 (340)	2,654.0 (2,265.0)	341.0 (255.5)	2.27 (2.10)	175 (152)	47.4 (41.4)
金融業 保険業	26 (25)	16,866.0 (16,587.5)	95 (96)	8 (9)	173 (163)	5 (3)	373.5 (365.5)	26.5 (14.0)	2.21 (2.20)	10 (11)	38.5 (44.0)
不動産業 物品賃貸業	53 (49)	9,304.5 (9,201.5)	40 (42)	2 (3)	86 (79)	2 (8)	169.0 (170.0)	13.0 (15.5)	1.82 (1.85)	18 (15)	34.0 (30.6)
学術研究、専門・ 技術サービス業	58 (55)	67,265.5 (71,760.0)	208 (202)	83 (137)	862 (790)	421 (690)	1,571.5 (1,676.0)	60.5 (65.5)	2.34 (2.34)	23 (23)	39.7 (41.8)
宿泊業、飲食 サービス業	74 (72)	12,446.5 (12,007.0)	31 (31)	14 (15)	142 (133)	37 (47)	236.5 (233.5)	21.0 (23.0)	1.90 (1.94)	29 (31)	39.2 (43.1)
生活関連サービ ス業、娯楽業	119 (124)	17,156.0 (17,776.0)	48 (53)	20 (20)	208 (169)	45 (87)	346.5 (338.5)	50.5 (29.5)	2.02 (1.90)	54 (52)	45.4 (41.9)
教育・学習 支援業	75 (78)	11,007.5 (11,348.5)	36 (40)	9 (8)	82 (74)	9 (8)	167.5 (166.0)	20.5 (12.5)	1.52 (1.46)	30 (32)	40.0 (41.0)
医療・福祉	700 (677)	111,203.5 (109,100.5)	421 (410)	288 (250)	2,107 (1,368)	660 (886)	3,567.0 (2,881.0)	729.5 (537.0)	3.21 (2.64)	418 (373)	59.7 (55.1)
複合 サービス事業	30 (32)	6,216.5 (6,579.5)	30 (30)	6 (7)	58 (55)	7 (9)	127.5 (126.5)	5.0 (3.5)	2.05 (1.92)	14 (13)	46.7 (40.6)
サービス業	326 (310)	74,241.5 (69,455.0)	370 (370)	50 (52)	862 (758)	96 (123)	1,700.0 (1,611.5)	138.0 (115.0)	2.29 (2.32)	173 (171)	53.1 (55.2)

(注) 第1表 (1)1～7と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	f.うち新規雇用分(注6)		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
規模計	14,295.5 (13,050.0)	1,808 (1,736)	452 (441)	2,416 (2,336)	603 (602)	6,785.5 (6,550.0)	599.5 (437.5)	543 (535)	206 (220)	2,149 (2,014)	1,114 (1,055)	3,998.0 (3,831.5)	330.5 (307.5)	1,901 (1,634)	1,611 (1,396)	1,611 (673)	3,512.0 (2,668.5)	760.0 (595.0)	
43.5～ 100人未満	2,508.0 (2,055.5)	249 (249)	108 (88)	400 (357)	158 (133)	1085.0 (1,009.5)	122.0 (105.5)	61 (65)	53 (52)	237 (217)	304 (208)	564.0 (503.0)	74.5 (66.5)	237 (187)	622 (482)	622 (230)	859.0 (543.0)	208.0 (162.5)	
100～ 300人未満	3,322.0 (2,999.5)	462 (441)	135 (115)	633 (615)	150 (142)	1,767.0 (1,683.0)	187.5 (123.5)	87 (83)	56 (61)	384 (356)	192 (186)	710.0 (676.0)	77.5 (59.5)	460 (392)	385 (329)	385 (168)	845.0 (640.5)	242.0 (152.0)	
300～ 500人未満	1,087.0 (1,069.5)	189 (195)	23 (32)	219 (227)	30 (26)	635.0 (662.0)	46.0 (41.0)	45 (41)	13 (16)	124 (127)	44 (37)	249.0 (243.5)	33.5 (27.0)	158 (135)	45 (45)	45 (13)	203.0 (164.0)	39.0 (33.0)	
500～ 1,000人未満	1,536.5 (1,503.5)	199 (200)	37 (27)	296 (318)	46 (39)	754.0 (764.5)	78.5 (47.0)	78 (89)	29 (25)	252 (230)	57 (61)	465.5 (463.5)	34.5 (35.5)	236 (227)	81 (70)	81 (27)	317.0 (275.5)	51.0 (49.5)	
1,000人以上	5,842.0 (5,422.0)	709 (651)	149 (179)	868 (819)	219 (262)	2,544.5 (2,431.0)	165.5 (120.5)	272 (257)	55 (66)	1152 (1,084)	517 (563)	2,009.5 (1,945.5)	110.5 (119.0)	810 (693)	478 (470)	478 (235)	1288.0 (1,045.5)	220.0 (198.0)	

(注) 第1表 (2) 1～7と同じ

(2) 産業別

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5 (注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	f.うち新規雇用分(注6)		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
産業計	14,295.5 (13,050.0)	1,808 (1,736)	452 (441)	2,416 (2,336)	603 (602)	6,785.5 (6,550.0)	599.5 (437.5)	543 (535)	206 (220)	2,149 (2,014)	1,114 (1,055)	3,998.0 (3,831.5)	330.5 (307.5)	1,901 (1,634)	1,611 (1,396)	1,611 (673)	3,512.0 (2,668.5)	760.0 (595.0)	
農・林・漁業、鉱業・採石業・砂利採取業	59.5 (67.5)	5 (7)	0 (0)	13 (15)	1 (1)	23.5 (29.5)	2.0 (4.0)	8 (7)	1 (4)	8 (14)	4 (6)	27.0 (35.0)	3.0 (1.0)	6 (2)	3 (2)	3 (0)	9.0 (3.0)	3.0 (0.0)	
建設業	208.0 (216.0)	48 (53)	2 (0)	55 (58)	3 (3)	154.5 (165.5)	12.0 (16.5)	0 (1)	0 (0)	11 (6)	1 (1)	11.5 (8.5)	3.0 (0.0)	37 (37)	5 (7)	5 (3)	42.0 (42.0)	2.0 (8.0)	
製造業	1,663.5 (1,566.5)	242 (236)	15 (17)	351 (336)	34 (34)	867.0 (842.0)	43.5 (52.5)	77 (72)	12 (13)	322 (311)	37 (24)	506.5 (480.0)	29.0 (36.0)	244 (215)	46 (38)	46 (21)	290.0 (244.5)	52.0 (40.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	45.0 (40.0)	6 (6)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	26.0 (25.0)	1.0 (0.0)	3 (2)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	9.0 (8.0)	0.0 (6.0)	10 (7)	0 (0)	0 (0)	10.0 (7.0)	3.0 (3.0)	
情報通信業	151.0 (159.5)	36 (34)	0 (0)	20 (26)	0 (0)	92.0 (94.0)	9.0 (6.0)	1 (2)	0 (0)	5 (5)	2 (2)	8.0 (10.0)	1.0 (0.0)	47 (53)	4 (3)	4 (2)	51.0 (55.5)	12.0 (13.0)	
運輸業	1,255.5 (1,167.0)	216 (189)	21 (20)	295 (301)	23 (23)	759.5 (710.5)	60.5 (31.0)	45 (46)	17 (11)	196 (173)	30 (43)	318.0 (297.5)	22.5 (25.5)	147 (138)	31 (30)	31 (12)	178.0 (159.0)	26.0 (26.0)	
卸売・小売業	2,654.0 (2,265.0)	299 (260)	74 (55)	349 (334)	108 (81)	1075.0 (949.5)	96.0 (56.0)	86 (82)	36 (40)	504 (467)	192 (163)	808.0 (752.5)	76.0 (71.0)	436 (362)	335 (249)	335 (153)	771.0 (563.0)	169.0 (128.5)	
金融、保険業	373.5 (365.5)	91 (92)	8 (9)	84 (87)	5 (3)	276.5 (281.5)	13.5 (6.0)	4 (4)	0 (0)	24 (22)	0 (0)	32.0 (30.0)	2.0 (2.0)	59 (53)	6 (1)	6 (1)	65.0 (54.0)	11.0 (6.0)	
不動産業 物品賃貸業	169.0 (170.0)	40 (42)	2 (3)	41 (48)	1 (3)	123.5 (136.5)	4.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	1 (1)	6.5 (5.5)	1.0 (1.0)	30 (21)	9 (9)	9 (5)	39.0 (28.0)	8.0 (6.5)	
学術研究、 専門・技術サービス業	1,571.5 (1,676.0)	174 (172)	60 (100)	241 (235)	88 (153)	693.0 (755.5)	26.0 (15.5)	34 (30)	23 (37)	329 (330)	333 (416)	586.5 (635.0)	14.5 (21.0)	159 (159)	133 (187)	133 (66)	292.0 (285.5)	20.0 (29.0)	
宿泊業、 飲食サービス業	236.5 (233.5)	20 (21)	9 (8)	35 (38)	15 (16)	91.5 (96.0)	9.5 (6.0)	11 (10)	5 (7)	71 (75)	22 (17)	109.0 (110.5)	7.5 (12.0)	19 (15)	17 (19)	17 (5)	36.0 (27.0)	4.0 (5.0)	
生活関連、 娯楽業	346.5 (338.5)	40 (39)	14 (13)	61 (67)	25 (33)	167.5 (174.5)	18.0 (11.0)	8 (14)	6 (7)	47 (37)	20 (25)	79.0 (84.5)	6.5 (5.5)	60 (50)	40 (44)	40 (15)	100.0 (79.5)	26.0 (13.0)	
教育・ 学習支援業	167.5 (166.0)	33 (37)	7 (6)	36 (40)	6 (5)	112.0 (122.5)	10.0 (8.5)	3 (3)	2 (2)	2 (5)	3 (1)	11.5 (13.5)	0.5 (0.0)	31 (21)	13 (10)	13 (8)	44.0 (30.0)	10.0 (4.0)	
医療・福祉	3,567.0 (2,881.0)	318 (308)	193 (162)	473 (408)	229 (175)	1,416.5 (1,273.5)	233.5 (158.0)	103 (102)	95 (88)	334 (285)	431 (328)	850.5 (741.0)	139.0 (100.0)	389 (312)	911 (746)	911 (363)	1300.0 (866.5)	357.0 (279.0)	
複合 サービス事業	127.5 (126.5)	21 (21)	2 (3)	26 (28)	3 (2)	71.5 (74.0)	1.0 (2.0)	9 (9)	4 (4)	11 (11)	4 (5)	35.0 (35.5)	1.0 (0.5)	17 (16)	4 (2)	4 (0)	21.0 (17.0)	3.0 (1.0)	
サービス業	1,700.0 (1,611.5)	219 (219)	45 (45)	322 (302)	62 (70)	836.0 (820.0)	60.0 (56.5)	151 (151)	5 (7)	276 (264)	34 (23)	600.0 (584.5)	24.0 (26.0)	210 (173)	54 (49)	54 (19)	264.0 (207.0)	54.0 (32.5)	

(注) 第1表 (2) 1～7と同じ

第4表 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	271	503	78	2,350	1,745	4,947
	(259)	(469)	(68)	(2,427)	(1,729)	(4,952)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～ 100人未満	56	93	15	373	301	838
	(52)	(83)	(10)	(352)	(280)	(777)
100～ 300人未満	63	98	22	603	516	1,302
	(61)	(92.0)	(21)	(605)	(493)	(1,272)
300～ 500人未満	27	34	6	203	180	450
	(26)	(29.0)	(5)	(210)	(189)	(459)
500～ 1000人未満	25	56	5	288	182	556
	(26)	(61.0)	(6)	(287)	(184)	(564)
1,000人以上	100	222	30	883	566	1,801
	(94)	(204.0)	(26)	(973)	(583)	(1,880)

注 第4表①の表と同じ。

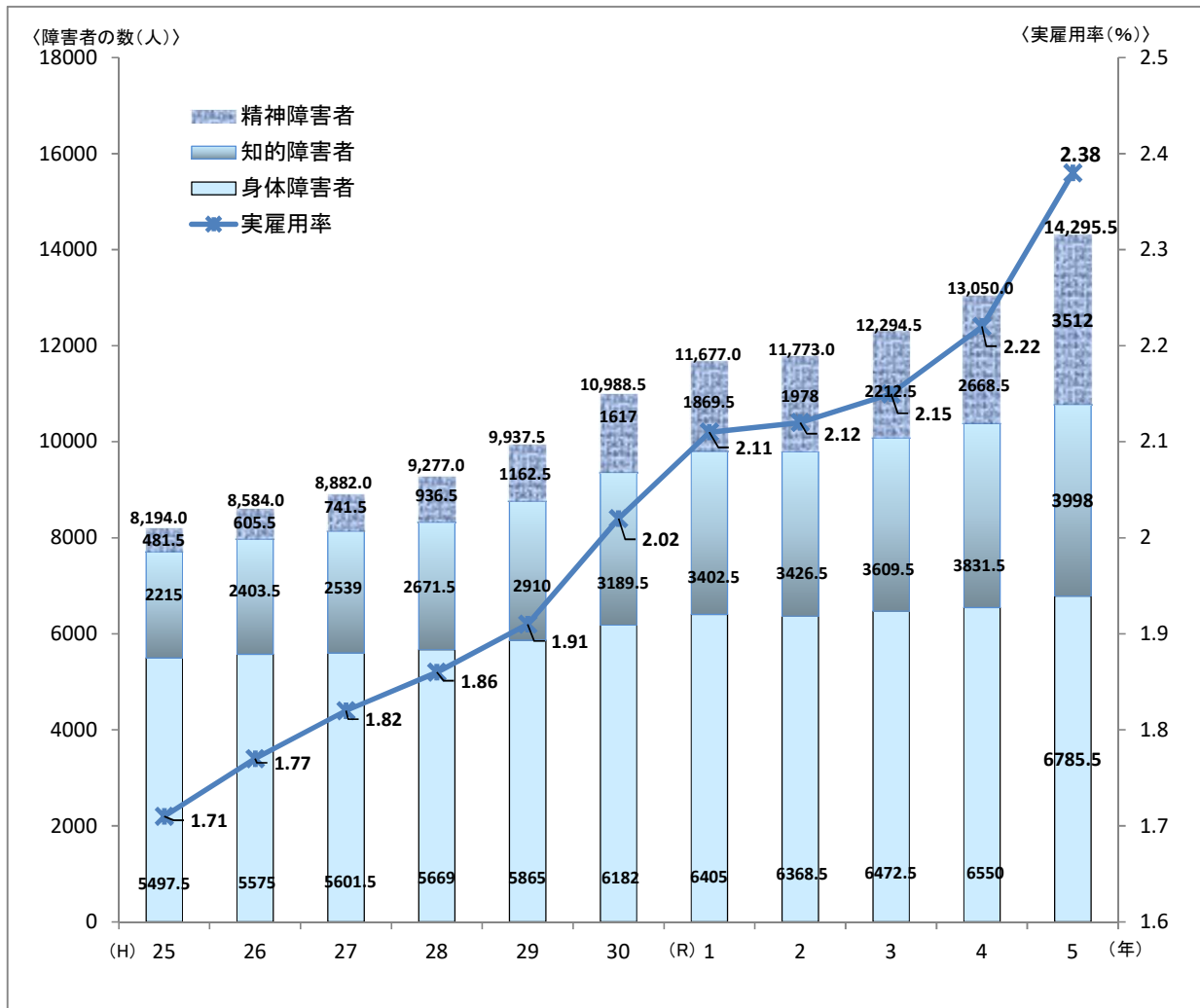
③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく機能障	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農・林・漁業、 鉱業・採石業 砂利採取業	2	2	0	13	2	19
	(1)	(3)	(0)	(14)	(5)	(23)
建設業	6	5	1	49	42	103
	(6)	(3)	(1)	(49)	(50)	(109)
製造業	21	69	9	291	189	579
	(24)	(73)	(7)	(300)	(202)	(606)
電気・ガス 熱供給・水道業	0	4	0	10	6	20
	(0)	(5)	(0)	(8)	(6)	(19)
情報通信業	2	2	1	29	16	50
	(2)	(3)	(2)	(30)	(22)	(59)
運輸業、郵便業	19	35	4	251	229	538
	(14)	(36)	(4)	(248)	(218)	(520)
卸売業、小売業	27	105	9	344	301	786
	(28)	(69)	(11)	(344)	(248)	(700)
金融業、保険業	7	48	6	80	45	186
	(8)	(51)	(2)	(83)	(47)	(191)
不動産業 物品賃貸業	1	5	2	22	28	58
	(1)	(3)	(1)	(52)	(34)	(91)
学術研究、 専門・技術サービス業	27	54	7	313	156	557
	(31)	(60)	(7)	(370)	(186)	(654)
宿泊業、 飲食サービス業	3	13	3	32	24	75
	(3)	(10)	(1)	(32)	(23)	(69)
生活関連サービス 業、娯楽業	5	9	4	68	49	135
	(8)	(9)	(3)	(77)	(53)	(150)
教育、学習支援業	5	3	0	33	39	80
	(6)	(4)	(0)	(33)	(44)	(87)
医療、福祉	114	111	22	524	368	1,139
	(103)	(103)	(18)	(475)	(322)	(1,021)
複合サービス事業	2	1	0	25	23	51
	(2)	(1)	(0)	(24)	(25)	(52)
サービス業	30	37	10	266	228	571
	(22)	(36)	(11)	(288)	(244)	(601)

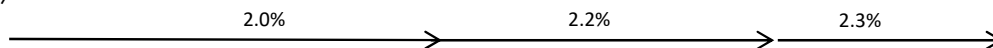
注 第4表①の表と同じ。

第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



〈法定雇用率〉



注1 集計対象は、障害のある方の雇用状況の報告義務のある企業
(平成25年から平成29年までは50人以上、平成30年から令和2年まで45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業)

注2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 平成23年以降
 - 身体障害者である短時間労働者 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 - 精神障害者である短時間労働者 (※) (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年～令和4年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

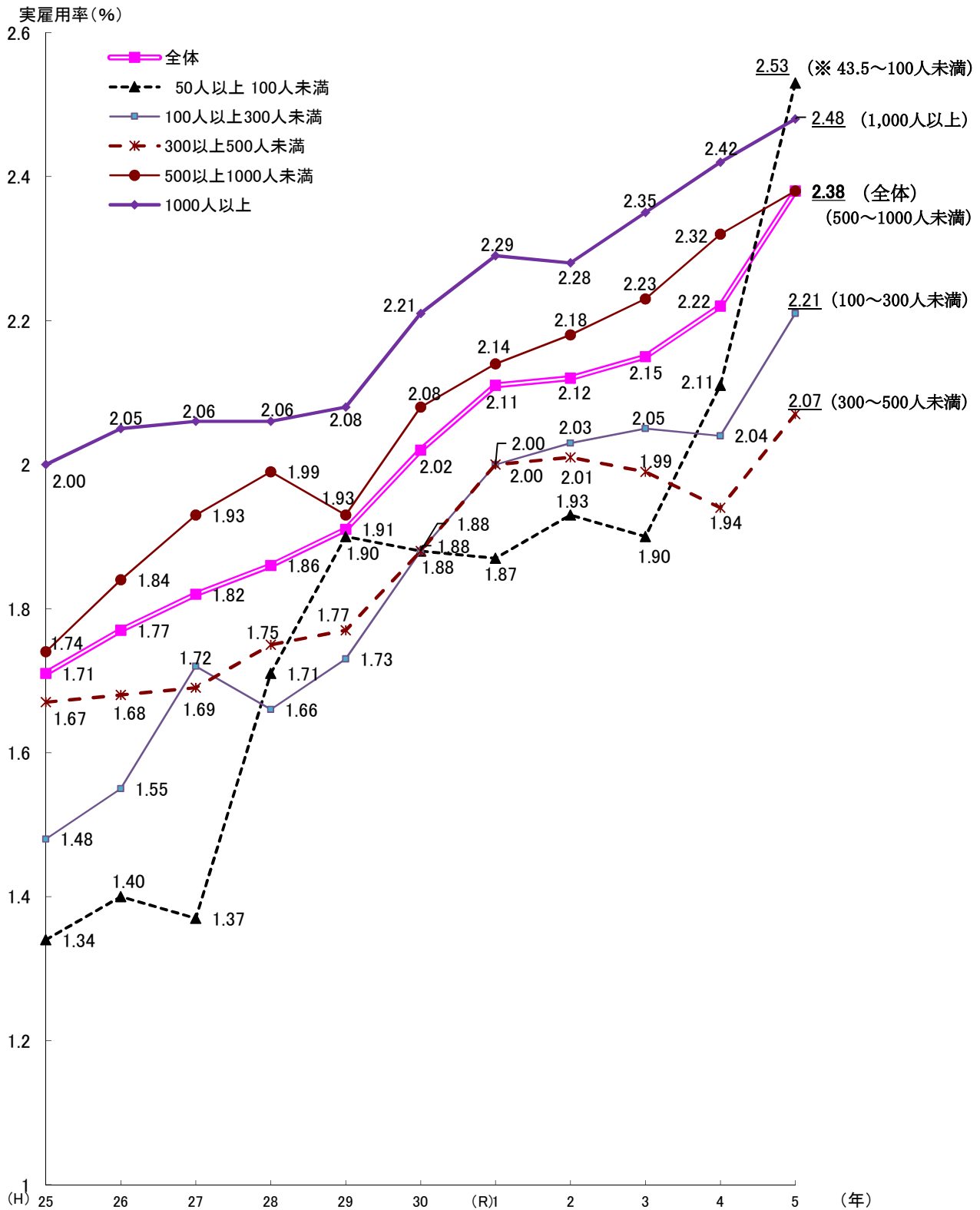
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

※ 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3 法定雇用率は平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在

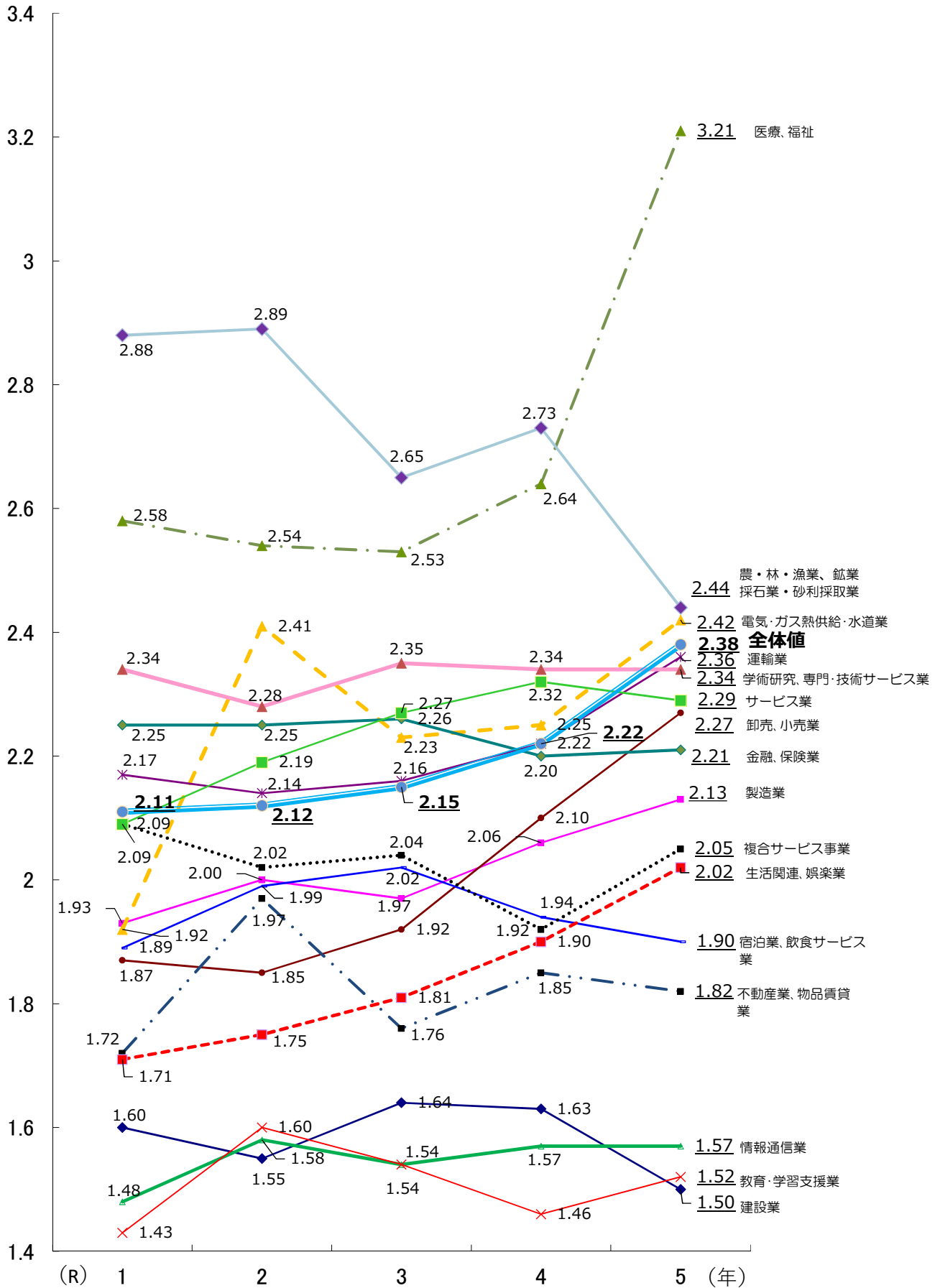


※ 25年から29年までは50~100人未満
 ※ 30年から2年までは45.5~100人未満
 ※ 3年からは43.5~100人未満

第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

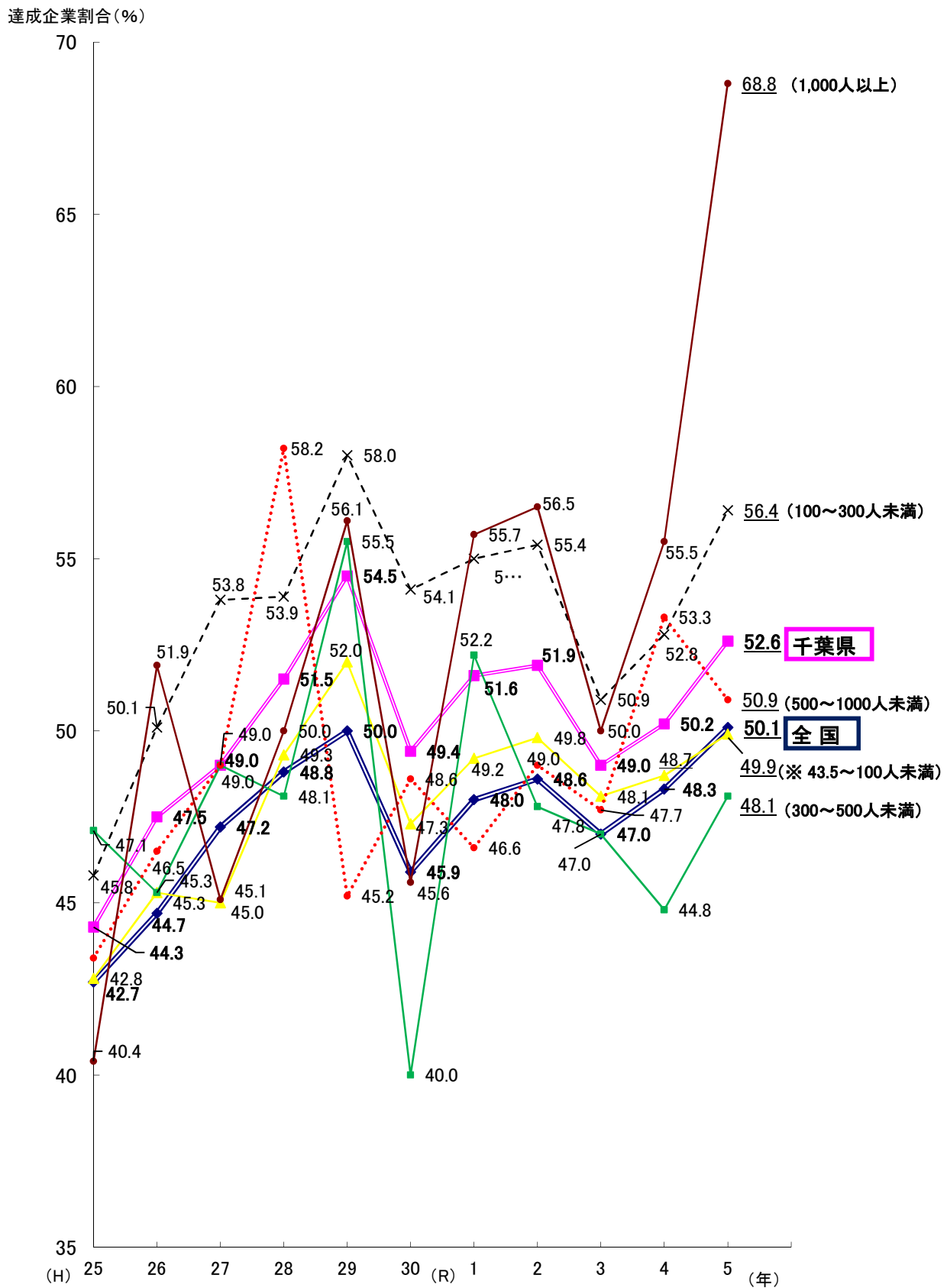
各年6月1日現在

実雇用率 (%)



第4図 民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移

各年6月1日現在



※ 25年から29年までは50~100人未満

※ 30年から2年までは45.5~100人未満

第5表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.6%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)(注5)	E.計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F.うち新規雇用分(注6)			
計	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	5	13,297.0	109	11	160	14	396.0	32.0	2.98	5	100.0
	(5)	(13,234.0)	(111)	(9)	(157)	(20)	(398.0)	(394.0)	(3.01)	(5)	(100.0)
千葉県知事部局	1	9,039.0	77	2	110	8	270.0	22.5	2.99	1	100.0
	(1)	(9,015.0)	(78)	(2)	(109)	(13)	(273.5)	(22.5)	(3.03)	(1)	(100.0)
その他の県の機関	4	4,258.0	32	9	50	6	126.0	9.5	2.96	4	100.0
	(4)	(4,219.0)	(33)	(7)	(48)	(7)	(124.5)	(3.5)	(2.95)	(4)	(100.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f.うち新規雇用分(注6)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	g.うち新規雇用分(注6)	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	396.0	106	11	81	14	311.0	18.0	3	0	3	0	9.0	1.0	71	5	5	76.0	13.0	
	(398.0)	(107)	(9)	(79)	(16)	(310.0)	(8.5)	(4)	(0)	(6)	(1)	(14.5)	(7.5)	(71)	(4)	(1)	(73.5)	(5.0)	

2. 法定雇用率2.5%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
千葉県 教育委員会	機関 1	人 29,349.0	人 182	人 7	人 386	人 7	人 760.5	人 153.0	% 2.59	機関 1	% 100.0
	(1)	(29,212.5)	(166)	(7)	(347)	(21)	(696.5)	(148.0)	(2.38)	(0)	(0.0)

〔第4表 1(1)・2(1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。
ただし、令和4年度においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

〔第4表 1(2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者であるすべての短時間勤務職員である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

第6表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
		法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数(注1)	A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 (注3)	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者及 ある短時間勤 務職員(注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者及 びある短時間勤 務職員(注3) (注5)	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 (注2)	F. うち新規雇 用分(注6)			
法定雇用率2.6%が 適用される機関	86 (84)	51,716.5 (51,044.0)	320 (315)	39 (36)	664 (633)	53 (60)	1,369.5 (1,329.0)	104.0 (84.5)	2.65 (2.60)	66 (60)	76.7 (71.4)
法定雇用率2.5%が 適用される厚生労 働大臣の指定する 教育委員会	3 (3)	5,783.0 (5,775.5)	20 (19)	4 (6)	88 (86)	12 (12)	138.0 (136.0)	20.5 (27.5)	2.39 (2.35)	1 (2)	33.3 (66.7)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体障 害者である短 時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c +d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇 用分(注6)	a. 重度知的障 害者(注4)	b. 重度知的障 害者である短 時間勤務職員 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c +d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇 用分(注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員(注 4)	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e (注3)	g. うち新規雇 用分(注6)	
法定雇用率2.6%が 適用される機関	1,369.5 (1,329.0)	309 (306)	38 (35)	359 (362)	49 (48)	1,039.5 (1,033.0)	31.5 (34.5)	11 (9)	1 (1)	38 (37)	4 (5)	63.0 (58.5)	23.5 (17.0)	182 (193)	85 (48)	85 (41)	267.0 (237.5)	49.0 (33.0)	
法定雇用率2.5%が 適用される厚生労 働大臣の指定する 教育委員会	138.0 (136.0)	20 (19)	4 (6)	34 (35)	11 (8)	83.5 (83.0)	7.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (1)	1.5 (2.5)	0.5 (0.5)	19 (21)	34 (31)	34 (28)	53.0 (50.5)	13.0 (22.0)	

[第2表 (1)の注]

[第1表 1(1)の注]1~7と同じ

- 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。
- 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

[第2表 (2)の注]

[第1表 1(2)の注]1~7と同じ

第7表 地方公共団体等の各機関の状況

(1) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	9,039.0	270.0	2.99	0.0	
千葉県（認定）	9,039.0	270.0	2.99	0.0	注4

(2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	4,258.0	126.0	2.96	0.0	
千葉県企業局	1,234.0	39.0	3.16	0.0	
千葉県病院局	1,410.0	42.0	2.98	0.0	
千葉県警察本部	1,548.5	44.0	2.84	0.0	
千葉県競馬組合	65.5	1.0	1.53	0.0	

(3) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	29,349.0	760.5	2.59	0.0	
千葉県	29,349.0	760.5	2.59	0.0	

(4) 独立行政法人等(地方独立行政法人等)の状況（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	2,509.5	64.0	2.55	6.0	
千葉県住宅供給公社	86.0	2.0	2.33	0.0	
さんむ医療センター	296.0	9.0	3.04	0.0	
総合病院国保旭中央病院	1,600.0	45.0	2.81	0.0	
香取おみがわ医療センター	155.5	5.0	3.22	0.0	
東金九十九里地域医療センター	372.0	3.0	0.81	6.0	

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人（国所轄の法人）を指し、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
 なお、国所轄の法人については、厚生労働省で発表している。（注5）

(5) 県内市町村等の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	51,716.5	1,369.5	2.65	44.5	
千葉市（認定）	6,158.0	166.0	2.70	0.0	注4
銚子市（認定）	687.0	21.0	3.06	0.0	注4
市川市	2,789.5	76.0	2.72	0.0	
船橋市	3,184.5	91.0	2.86	0.0	
館山市	370.5	5.0	1.35	4.0	
木更津市（認定）	1,033.5	28.0	2.71	0.0	注4
松戸市（認定）	3,397.5	97.0	2.86	0.0	注4
野田市（認定）	1,150.0	32.0	2.78	0.0	注4
茂原市	501.5	18.0	3.59	0.0	
成田市	1,051.5	27.0	2.57	0.0	
佐倉市（認定）	1,277.0	33.0	2.58	0.0	注4
東金市	415.0	8.0	1.93	2.0	
旭市（認定）	704.0	19.5	2.77	0.0	注4
習志野市	1,136.0	23.0	2.02	6.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
柏市（認定）	3,085.0	84.5	2.74	0.0	注4
勝浦市	225.5	5.0	2.22	0.0	
市原市	1,548.5	38.5	2.49	1.5	注7
流山市（認定）	1,300.5	29.5	2.27	3.5	注4
八千代市（認定）	1,274.5	31.5	2.47	1.5	注4
我孫子市（認定）	959.0	25.0	2.61	0.0	注4
鴨川市	541.5	19.0	3.51	0.0	
鎌ヶ谷市（認定）	789.0	20.5	2.60	0.0	注4
君津市（認定）	920.5	25.5	2.77	0.0	注4
富津市（認定）	498.5	12.0	2.41	0.0	注4
浦安市	976.0	26.0	2.66	0.0	
四街道市	520.0	13.0	2.50	0.0	
袖ヶ浦市（認定）	642.5	16.0	2.49	0.0	注4
八街市（認定）	714.0	16.5	2.31	1.5	注4
印西市	700.0	16.5	2.36	1.5	注7
白井市	372.0	12.0	3.23	0.0	
富里市（認定）	469.5	18.0	3.83	0.0	注4
南房総市（認定）	703.5	18.5	2.63	0.0	注4
匝瑳市（認定）	439.5	11.5	2.62	0.0	注4
香取市	567.0	15.0	2.65	0.0	
山武市（認定）	617.0	14.5	2.35	1.5	注4
いすみ市（認定）	525.0	8.0	1.52	5.0	注4
酒々井町	212.5	6.5	3.06	0.0	
栄町（認定）	207.5	4.0	1.93	1.0	注4
神崎町	84.5	4.0	4.73	0.0	
多古町	174.5	4.0	2.29	0.0	
東庄町	162.0	1.5	0.93	2.5	
大網白里市（認定）	623.5	19.0	3.05	0.0	注4
九十九里町	129.0	5.0	3.88	0.0	
芝山町	135.0	3.0	2.22	0.0	
横芝光町（認定）	338.5	7.0	2.07	1.0	注4
一宮町	119.5	4.0	3.35	0.0	
睦沢町	71.0	2.0	2.82	0.0	
長生村	115.0	2.0	1.74	0.0	
白子町	142.5	4.0	2.81	0.0	
長柄町	121.5	5.0	4.12	0.0	
長南町（認定）	119.5	3.0	2.51	0.0	注4
大多喜町	157.0	5.0	3.18	0.0	
御宿町	128.0	3.0	2.34	0.0	
鋸南町	102.0	1.0	0.98	1.0	
市川市教育委員会	680.5	24.5	3.60	0.0	
館山市教育委員会	201.5	5.0	2.48	0.0	
茂原市教育委員会	95.5	2.0	2.09	0.0	
成田市教育委員会	322.5	8.5	2.64	0.0	
東金市教育委員会	184.0	2.5	1.36	1.5	
市原市教育委員会	176.0	4.0	2.27	0.0	
鴨川市教育委員会	70.5	2.0	2.84	0.0	
浦安市教育委員会	377.0	10.0	2.65	0.0	
四街道市教育委員会	91.0	2.0	2.20	0.0	
印西市教育委員会	240.5	7.5	3.12	0.0	
白井市教育委員会	91.0	3.0	3.30	0.0	
香取市教育委員会	173.0	7.0	4.05	0.0	
大多喜町教育委員会	54.0	1.0	1.85	0.0	
酒々井町町教育委員会	51.5	1.0	1.94	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
多古町教育委員会	42.5	0.0	0.00	1.0	注7
山武郡市広域水道企業団	55.0	2.0	3.64	0.0	
四市複合事務組合	78.5	3.0	3.82	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	117.5	4.0	3.40	0.0	
山武郡市広域行政組合	61.5	2.0	3.25	0.0	
九十九里地域水道企業団	82.0	2.0	2.44	0.0	
国保国吉病院組合	212.5	5.0	2.35	0.0	
君津中央病院企業団	607.5	17.0	2.80	0.0	
公立長生病院事業	137.0	3.0	2.19	0.0	
松戸市病院事業	797.0	16.5	2.07	3.5	
習志野市企業局	134.0	7.0	5.22	0.0	
船橋市病院事業	537.5	10.5	1.95	2.5	注7
国保匝瑳市民病院	186.0	4.0	2.15	0.0	
流山市上下水道事業	44.0	2.0	4.55	0.0	
市原市水道事業	48.0	1.0	2.08	0.0	
北千葉広域水道企業団	84.0	2.0	2.38	0.0	
かずさ水道広域連合企業団	168.0	3.5	2.08	0.5	
国保多古中央病院	128.5	1.0	0.78	2.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.5%) 注6

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,783.0	138.0	2.39	9.5	
千葉市教育委員会	4,464.0	104.0	2.33	7.0	注7
船橋市教育委員会	1,015.5	29.5	2.90	0.0	
習志野市教育委員会	303.5	4.5	1.48	2.5	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、量子科学技術研究開発機構、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない。

注6 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注7 注7の機関は、障害者雇用状況報告(令和5年6月1日)後、障害者雇用不足数を解消した機関である。(令和5年12月1日時点)